

なくそう/ 望まない受動喫煙

2020年4月全面施行（健康増進法の一部を改正する法律）

多くの人を利用する全ての施設は **原則屋内禁煙** となります

1



望まない
受動喫煙を
なくしましょう

2



子ども、
患者等に特に
配慮しましょう

3



施設の類型・
場所ごとに
対策が必要です

喫煙室の設置

屋内での喫煙には
各種喫煙室の設置が必要です

喫煙室の標識掲示

施設に喫煙室がある場合、
標識の掲示が必要です

大阪市の
受動喫煙防止対策の詳細については、
本市ホームページをご確認ください



大阪市受動喫煙防止対策

検索

受動喫煙に関するご相談・お問合せは

大阪市受動喫煙防止対策コールセンター

☎ 06-6244-7600

📠 06-6244-7077



受付時間：平日（月曜日から金曜日まで）午前9時00分から午後5時30分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く

法令施行スケジュール

改正健康増進法

改正法、条例に違反すると罰則の対象となることもあります。

大阪府受動喫煙防止条例

20歳未満の方は、喫煙エリアへの立入禁止です。

| 年度 対象 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
|---|---|------|------|------|------|------|------|------|
| 全ての方 | 2019年 1/24 喫煙する際の周囲の状況への配慮を義務化 | | | | | | | |
| 第1種施設 (学校 病院 児童福祉施設 行政機関等) | 7/1 敷地内禁煙 屋外に喫煙場所を設置できる | | | | | | | |
| | 4/1 敷地内全面禁煙 屋外に喫煙場所を設置しないことに努める | | | | | | | |
| 第2種施設 (オフィス 事業所 飲食店 すべての施設) | 4/1 原則屋内禁煙 喫煙専用室設置可 [経過措置]次の要件すべてに該当する場合は、店内禁煙か喫煙かを選択できます ・2020年4月1日時点で、営業している飲食店 ・個人経営又は資本金5,000万円以下の飲食店 ・客席面積100㎡以下の飲食店 | | | | | | | |
| | 4/1 従業員を雇用する施設は原則禁煙 | | | | | | | |
| | 4/1 経過措置で客席面積が30㎡以下の飲食店は喫煙の選択可 | | | | | | | |

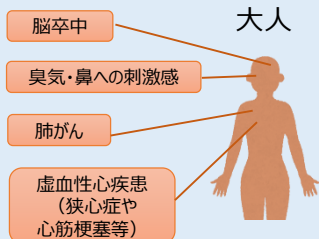


▼受動喫煙の健康被害▼

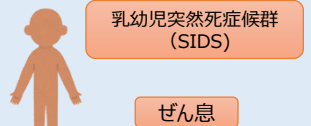
受動喫煙が原因で
年間推計15,000人が死亡

妊婦が喫煙することにより早産・
低出生体重・胎児発育遅延の
リスクが高まり、**乳幼児突然死症候群
(SIDS)のリスクは4.7倍**
に高まると報告されています。

【受動喫煙によりリスクが高くなる疾患】



子ども



出典：厚生労働省 喫煙の健康影響に関する検討会報告書
喫煙と健康 2016 改編

大阪市の受動喫煙防止対策の詳細は、
大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市健康局 健康推進部 健康づくり課 令和元年6月 作成

大阪市受動喫煙防止対策 検索

